

(京都市民健康づくり推進会議たばこ対策推進部会資料)

平成 26 年 3 月 27 日
保 健 医 療 課

京都市たばこ対策に関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針の経過

- 平成 17 年 2 月 京都市たばこ対策行動指針策定
- 平成 22 年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成 22 年 5～7 月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査, 公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成 23 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成 24 年度 京都市たばこ対策行動指針策定のための検討会議
 - ・ 平成 25 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針 (第 2 次)

2 防煙セミナー (防煙防止教育) の実施状況

○ 京都市たばこ対策行動指針 (第 2 次) に掲げる数値目標

	現状値	平成 29 年度目標値
未成年者 (13～19 歳) の喫煙の割合	2.4%	0%
喫煙防止教育の実施 (年間受講者数)	7,363 人	14,000 人*

* 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるよう市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 防煙セミナーの経年実施状況

→資料 4

3 禁煙相談・支援について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し, 禁煙希望者には 3 カ月間の禁煙支援を実施している。

○ 京都市たばこ対策行動指針 (第 2 次) に掲げる数値目標

喫煙者の割合	現状値	平成 29 年度目標値
男性	28.8%	16%
女性	10.7%	7%

○ 平成 24 年度 禁煙相談・支援実績

	禁煙相談	禁煙支援
実人数	153 人	35 人

4 受動喫煙の防止

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

		現状値	平成29年度目標値
全面禁煙の実施	行政機関	55.3%	100%
	飲食店等	27.7%	56%
乳幼児の家庭内における受動喫煙の機会		—	0%
飲食店での受動喫煙対策の取組の表示		—	50%

○ 官民一体での受動喫煙防止の推進「店頭表示ステッカー」の普及について

→資料5

5 その他活動

(1) 世界禁煙デー、禁煙週間の取組

- ・ 龍谷大学、立命館大学、同志社大学にて防煙イベントをNPOや学校のサークル団体と協働で実施。
- ・ 京都駅街頭で防煙に対するチラシ配布を、京都府と協働で実施。
- ・ 歯の広場や介護予防フェスティバルなどイベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。

(2) ライフステージ別防煙・禁煙の取組（啓発パンフレット作成等）

< 妊産婦 >

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

	現状値	平成29年度目標値
「妊娠中」の喫煙の割合	5.3%	0%
「出産後」の喫煙の割合	8.2%	0%

- ・ 保健センターでの母子事業（母子健康手帳交付、乳幼児健診、プレママ・パパ教室）を通じて妊産婦向けリーフレットを配布している。
- ・ 母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に、たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載している（年間約13,000部）。
- ・ 母子保健事業担当職員を対象に、受動喫煙対策についての研修会を実施した。
- ・ 「京都市母子保健に関する意識調査」を実施。→資料6

< 未成年 >

- ・ 市立中学校の中学1年生全員に、未成年者向け防煙リーフレットを配布（年間約14,000部）する。
- ・ 「京都市思春期に関する意識調査」を実施。→資料7

< 成人 >

- ・ 保健センターでの禁煙教室等の健康教室や、肺がん検診等の保健事業や、健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布している。

(3) 京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や、受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。
今後、関連サイトのリンクなど充実を図っていく予定

* 参考

路上喫煙対策について（文化市民局）→資料 8

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため、平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	禁止区域の指定
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し、1,000 円の過料処分を科す
平成 22 年 7 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約 16.5 km）
平成 24 年 2 月	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」、「清水・祇園地域」

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年 (上半期)
過料処分件数	478	391	2,749	5,636	6,749	4,141

6 平成 26 年度の取組の方向性

たばこ対策行動指針の基づく取組の継続

(1) 受動喫煙の防止

○ 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進

「事業者連絡協議会」や商業施設の取り組む「店頭表示ステッカー」の普及に協力、推進していく。

○ 保健センターで実施する保健事業での啓発

- ・ 健康教育，がん検診，乳幼児健診等の機会を通じ，喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。
- ・ 大学との連携による普及啓発

○ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと，それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発，職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

○ 世界禁煙デー，禁煙週間の取組

- ・ 関係団体，京都府と連携によるイベントの実施
- ・ 保健センターでの普及啓発の実施

(2) 未成年者の禁煙防止

○ 防煙セミナー（防煙防止教育）の実施

- ・ 教育委員会と協力して中学校で防煙セミナーの実施校を増やしていく。
- ・ 防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し、従事可能なスタッフの充実を図る。
- ・ 教育媒体の充実

○ 市立中学1年生にパンフレットの配布

(3) 妊産婦の喫煙防止

○ 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時，乳幼児健康診査，家庭訪問等の機会に喫煙習慣，受動喫煙の状況を把握し，保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて，継続した禁煙支援を行う。
- ・ 母子保健事業に従事する職員の保健指導のスキルアップを図る。

○ 妊産婦向けパンフレットの配布

たばこを巡る動向を踏まえ，よりわかりやすく正確な情報にリニューアル，充実を図る。

(4) 成人の喫煙率の減少

○ 禁煙相談，禁煙支援の実施

事業の周知を図る。特に禁煙外来の適用にならない方の利用を勧める。

○ パンフレットの配布による普及啓発

○ 健康教育の実施

たばこによるCOPD等の健康被害をはじめ，禁煙外来の紹介などを含む健康教育の実施。